

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

一般財団法人みよし市学校給食協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人みよし市学校給食協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を愛知県みよし市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、みよし市立小中学校等で教育活動の一環として行われる学校給食の円滑な実施、運営及び発展に寄与し、学校給食を通じた食育及び地産地消の推進により、児童、生徒及び園児の健全な心身の発達と豊かな食生活の実現を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校給食等の調理等に関する事業
- (2) 学校給食を通じた食育及び地産地消の推進に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、みよし市内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に定める財産（設立者の拠出する財産）
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要するものとする。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が80万円を超えない範囲で、評議員会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうち会議において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を1名置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者和其他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事長に事故があるとき、又は理事が欠けた時は、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

5 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項の報告をするため、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条第1項各号に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会が別に定める基準に基づき、報酬及びその職務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の免除)

第31条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として評議員会の決議によって免除することができる。

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長及び監事が、第1項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

第40条 この定款は、評議員会の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、みよし市に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(設置)

第44条 この法人に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置き、重要な職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 職員に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

一般財団法人みよし市学校給食協会 定款

第 1 2 章 補則

(委任)

第 4 8 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(設立者)

第 4 9 条 この法人の設立者は、次に掲げる者とする。

設立者 みよし市三好町小坂 5 0 番地

みよし市長 小山 祐

2 設立者の拠出する財産及びその価額は、金 3 0 0 万円とする。

附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

2 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

設立時評議員 加藤 知子、久野 元典、伊藤 健二、黒田 和秀、本松 抄千江

3 この法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事 増岡 潤一郎、堀 貴博、加藤 彰恵、狩野 美和、岩崎 美保、

富田 泰隆

設立時代表理事 増岡 潤一郎

設立時監事 小野田 聡、野々山 千広

4 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他法令によるものとする。

以上、一般財団法人みよし市学校給食協会設立のため、本定款を作成し、設立者が記名押印する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

設立者 みよし市三好町小坂 5 0 番地

みよし市長 小山 祐

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	金額
現金	金 3, 0 0 0, 0 0 0 円